

令和8年度 静岡県自動運転実証運行に係る信号連携業務委託
公募型見積合せ 参加要領

1 目的・趣旨

静岡県（以下、「県」という。）では、地域の抱える交通課題（運転手不足による路線バスの撤退、高齢者等の移動支援等）への解決策となる自動運転の導入・普及のため、富士市に対して、令和9年度までの社会実装に向けた支援を行う。

本業務では、令和8年度に富士市が実施する自動運転実証運行において、社会実装に向けた課題解決として信号誤認識による手動介入の低減効果を検証するため、信号時間の情報を直接自動運転車両に伝達する方法が効果的であると考えられることから、これに必要となる実験用交通信号制御機（以下、「信号制御機」という。）の手配に要する手続きや各種業務を委託するものである。

事業者選定に当たっては、費用対効果の最大化を図るため、必要と認める業務を盛り込んだ仕様書内条件のもと予算の範囲内で最低金額を提示した者を契約候補者とする事とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 静岡県自動運転実証運行に係る信号連携業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和8年度 静岡県自動運転実証運行に係る信号連携業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

3 問い合わせ・書類提出先

静岡県 交通基盤部 政策管理局 交通政策課 地域交通班 担当：木村
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号(静岡県庁本館2階)
電話 054-221-2852(直通)
E-mail koutu@pref.shizuoka.lg.jp

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 静岡県物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準(平成18年3月30日付集用第103号)の規定による入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。(更生開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (4) 静岡県暴力団排除条例(平成23年3月18日付静岡県条例第25号)に規定する暴力団員等でなく排除等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び県税の滞納がないこと。
- (6) 「信号制御機等に接続する無線装置の開発のための実験に関する申請要領」(令和5年3月警察庁)第2申請方法1申請者「提供対象に信号情報を提供することを目的として、信号制御機等に接続する無線装置の開発を実施している法人」であること。

5 スケジュール

内 容	期 間
実施要領等の公表	令和8年7月8日(水)県ホームページ掲載
質問受付・回答	令和8年7月13日(月)12時 質問受付期限 令和8年7月14日(火)17時までに回答(ホームページ)
見積書提出期限	令和8年7月21日(火)12時まで(必着)
見積結果通知	令和8年7月21日(火)17時(予定)
契約手続開始通知	契約候補者と富士市自動運転車両運行事業者との技術的適合が確認できた後速やかに
契約締結日	契約候補者決定提出資料確認後速やかに

6 質問の受付及び回答

(1) 質問期間

令和8年7月8日(水)から令和8年7月13日(月)12時まで

(2) 質問方法

仕様書等についての質問は、質問書(様式1)により担当部署へ電子メールで提出する。会社名、担当者名、電話番号、メールアドレスを併記すること。また、提出後には必ず電話による受信確認を行うこと。なお、本公募型見積合せ参加手順についての質問は電話で受け付ける。

(3) 回答方法

本公募型見積合せ参加手順に関するものを除く、全ての質問に対する回答は県ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

7 見積書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月8日(水)から令和8年7月21日(火)12時まで(必着)

(2) 提出書類

① 見積書(様式2)

・見積金額は消費税抜で記載すること。

② 使用印鑑届兼委任状(様式3)

・見積書提出から請求まで使用する印鑑。社印(角印)は任意だが、代表者印(丸印)の押印は必須とする。

・見積書提出から請求までを、本社ではなく支店や営業所に委任する場合は、「営業所等に事務を委任する場合」の記入を必須とする。

(3) 提出方法

(2)提出書類を「3 問い合わせ・書類提出先」に直接持参又は郵送の方法で期限内必着の上、提出する。郵送の場合は送付後にその旨を担当者に電話連絡する。(郵送については、書留、レターパック等追跡可能な方法での発送を推奨する。)

(4) 見積書提出後の契約辞退

見積書を提出した後の契約辞退は原則認めない。

8 参加者の失格

参加者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 見積書が提出期限内に提出されなかったとき。

- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと知事が認めたとき。
- (4) 「4 参加資格」に掲げる各号のいずれかを満たさなくなったとき。

9 見積結果の通知等

参加者全員に電子メールで通知するとともに、速やかに県ホームページ上にて結果を公表する。なお、見積合せ参加者全ての見積書が予定価格を超過していた場合は最低金額を提示した事業者と協議するものとする。

10 契約の締結等

- (1) 「契約書」、「仕様書」及び別添資料「静岡県業務委託契約約款」を綴じたものを契約書類一式として、双方記名押印し契約を締結する。
- (2) 契約候補者は以下の書類を契約締結前に各1部提出すること。ただし、県入札参加資格を有する者は提出しなくてもよい。(②、③は写しを可とする。)
 - ①財務諸表
 - ・貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書(直近事業年度のもの)
 - ②納税証明書(見積日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出)以下のアからウのうち、県内に本社又は営業所のない事業者は国税納税証明書のみ提出。
 - ア 県税納税証明書
 - ・最寄りの財務事務所等から、「県税等の全てについて未納がないことの証明」を受けてください。
 - イ 国税納税証明書(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について)
 - ・「その3」又は「その3の3」を提出
 - ③登記簿謄本1部(履歴事項全部証明書：見積日から3か月以内に発行されたもの)
 - ④暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書(様式4)
 - ⑤再委託承認願(業務を再委託することを予定している事業者のみ)(様式5)
- (3) 前払金は、請負代金額の10分の3(1万円未満の端数切捨て)以内の額とする。
- (4) 契約候補者は契約締結前に速やかに富士市自動運転車両運行事業者(先進モビリティ株式会社)と技術的な適合確認(通信方式、データフォーマット等)を行い、当該委託事業の実施に支障がないことを確認すること。また、占用物を設置する場合には道路管理者等への事前確認を求める場合がある。
- (5) 何らかの理由により契約が締結できない事態となった場合は、見積金額の次順位者を契約候補者とし、順次契約協議を行うものとする。次順位者とも契約締結ができない場合は、さらにその次順位者を契約候補者として同様の手続きを繰り返し、契約可能な事業者が見つかるまでこれを継続するものとする。なお、契約の取りやめに伴い発生した損害については、県は一切責任を負わないものとする。

11 その他

本件参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

12 添付資料

- ① 仕様書

- ② 静岡県業務委託契約約款
- ③ 各様式 1 ～ 5